児童氏名

**１　基本的事項**

□　保育教育の利用日・利用時間は、利用調整結果の範囲内において、保護者が保育教育を必要とする時間とし、医療的ケアの状況、保育所等の状況を踏まえ、保育・教育施設と保護者との同意の上、決定します。

　　（利用曜日：　　　　　　　　　　　　）（決定時間　　　　：　　　　　～　　　　　：　　　　　　　　）

□　初日から一定の期間慣らし保育を保護者付き添いのもと行います。期間及び利用時間については、保育・教育施設と相談の上、決定します。児童の様子や状態によっては、慣らし保育が短縮・延長される場合もあります。

□　通常の保育と異なる状況（行事等）の際は、事前に主治医等に相談をしながら、児童に負担がかからない参加方法を検討します。体調の状況、天候等によって、参加を見合わせることがあります。

□　必要な範囲で関係機関へ情報提供します。

**２　医療的ケアの対応内容**

□　医療的ケアの対応は、「医療的ケア主治医意見書・指示書」の内容に基づき実施します。

□　必要に応じて、保育・教育施設の担当看護職員等が、主治医に医療的ケアの相談、手技指導の依頼等を行うことがあります。

□　主治医の指示以外の保護者による判断での医療的ケアの対応は行ないません。

□　医療的ケアを実施するにあたり必要な文書等の発行等は保護者が医療機関に依頼し、かかる費用は保護者負担になります。

□　医療的ケアを安全に進めるためにカンファレンスを開催することがあります。

□　医療的ケアの主治医の指示などが変更になった時は速やかに「医療的ケア主治医意見書・指示書」を提出してください。

**３　実施体制**

□　日常における健康状態が安定している中での保育教育になります。

□　保護者が、医療的ケアに必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等を準備、整備を行い、毎日持参してください。

□　使用済みの医療器具の廃棄物はお持ち帰りください。

□　登園の際に体調を把握し、体調が悪い場合は保育・教育施設を利用できないことがあります。

第3号研修を修了した職員は、看護職員等との連携のもとで、「喀痰吸引」・「経管栄養」については対応が可能となります。その場合、第３号研修を修了した職員が、医療的ケアを行うことがあります。

□　やむを得ない事情により医療的ケアを行う看護職員等が不在の場合は、保護者等がケアを実施する、または、保育所等を利用できないことがあります。

**４**　**安全管理体制**

* 緊急時を含め、園から連絡する場合があるため、必ず連絡が取れるようにしてください。
* 園としては十分注意をしますが、集団生活の中では、チューブの抜去等の事故が発生することもあります。
* 集団生活の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、園内で感染症が発症した場合には、保護者が園の情報により、保育教育を利用するかどうか判断してください。また、園の判断で保育教育の利用を控えてもらうことがあります。
* 緊急時の対応については、保護者及び医療機関と事前に対応を協議し、「予想される緊急時の対応フロー」「安全管理マニュアル」などを記載のうえ、それに沿って対応します。
* 災害時対策として、万が一災害時に保護者が迎えに来られないことがある可能性を想定し、3日分の薬と食事(栄養剤)を保育所等へ持参してください。医療的ケアの使用物品もお預かりします。その場合、定期的な点検等は保護者にお願いします。

上記に同意します

　　　年　　　月　　　日

保護者氏名

（保護者）→（施設・事業者）→（写し保護者）